

株式会社日本長期信用銀行及び株式会社日本債券信用銀行の特別公的管理の終了に伴い預金保険機構が取得した資産等の処分及び回収状況並びに金融再生勘定の財務状況について

1 検査の背景

(1) 特別公的管理の実施及びその終了に係る措置

ア 特別公的管理の実施

株式会社日本長期信用銀行（以下「長銀」という。平成12年6月、株式会社新生銀行に行名変更）は平成10年10月に、また、株式会社日本債券信用銀行（以下「日債銀」という。13年1月、株式会社あおぞら銀行に行名変更）は同年12月に、それぞれ金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（以下「金融再生法」という。）に基づき特別公的管理銀行となり、預金保険機構が両銀行の全株式を対価0円で取得した。この株式には、株式会社整理回収機構（以下「整理回収機構」という。）が、金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律（以下「金融機能安定化法」という。）に基づいて両銀行から引き受けて保有していた優先株式（以下「安定化法優先株式」という。）が含まれている。そして、この特別公的管理は、12年3月及び同年9月に株式売買契約に基づき、両銀行の普通株式をその買主に譲渡することにより終了した。

イ 特別公的管理の終了に伴い株式売買契約に基づいて実施された措置

- (ア) 預金保険機構は、両銀行が保有していた株式を、17年度までの累計で2兆9396億円買い取った。同機構が買い取った株式は、所定の信託銀行に信託され（以下、信託された株式を「信託株式」という。）、信託期間の満了に伴い18年8月までに全て同機構に移管された。
- (イ) 預金保険機構は、株式売買契約の瑕疵担保条項に基づき、所定の期限までに瑕疵があることが判明するなどした貸出関連資産を当初価値相当額で引き取った（以下、同機構が引き取った貸出関連資産を「瑕疵担保資産」という。引取りが終了した17年度までの支払額累計1兆2226億円）。
- (ウ) 預金保険機構による両銀行が保有していた株式のうち含み益のある銘柄の一部の買取りにより生じた売却益の一部が両銀行の自己資本の増強（長銀2500億円、日債銀850億円）に充当された。また、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律に基づく資本増強措置として、整理回収機構が両銀行の優先株式（長銀2400億円、日債銀2600億円。以下「早健法優先株式」という。）を引き受けた。そして、安定化法優先株式及び早健法優先株式の時価総額が、長銀は5000億円、日債銀は3550億円を超えている場合には、両銀行の買主等は同機構にその売却を要請できることとする条項が設けられた（以下、これらの優先株式を合わせて「安定化法優先株式等」という。）。これは、国会における政府の答弁において、両銀行に投入された公的資金の返済に関し、上記売却益の一部を自己資本の増強に充当した金額と早健法優先株式による資本増強額との合計額におおむね相当する額（以下「確保目標額」という。）を確保する趣旨であるとされている。

(2) 健全金融機関等からの資産の買取り

預金保険機構は、金融再生法第53条の規定に基づき、17年3月末までに買取りの申込みなどがあった健全金融機関等の貸出金債権等の買取りに関する緊急措置を実施し、当該資産の買取り、管理、回収等の業務を整理回収機構が預金保険機構の委託により実施している（以下、整理回収機構が買い取った資産を「53条買取資産」という。買取りが終了した17年度までの買取額累計3557億円）。

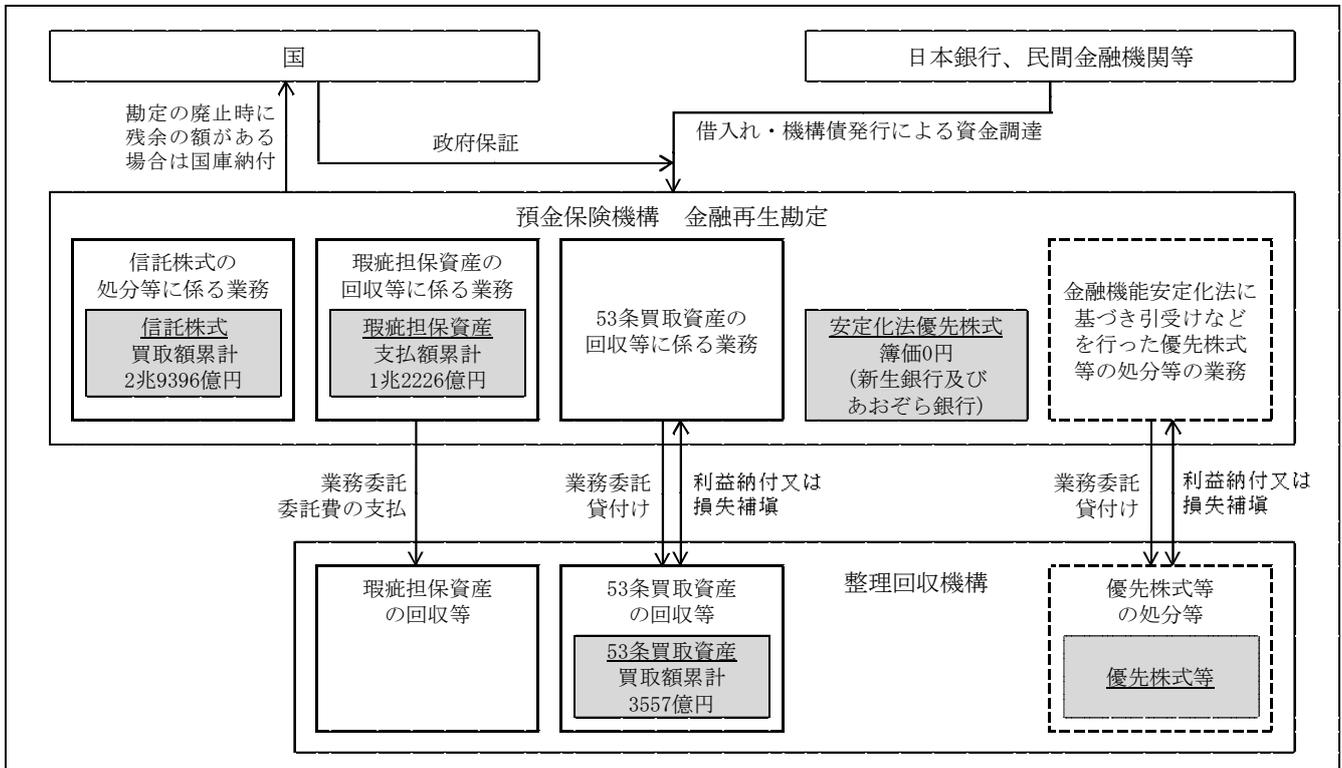
(3) 預金保険機構の金融再生勘定

預金保険機構は、(1)及び(2)の業務のうち金融再生法に基づく業務を金融再生勘定で経理しているが、同勘定は、設置された10年度以降欠損金を計上しており、その額は22年度末で2878億円である。

そして、国会において、業務の終了に伴う同勘定の廃止時に欠損金がある場合には、適切な予算措置が講じられる旨の政府の答弁がなされている。

同勘定において経理されている主な業務の枠組みは、図1のとおりである。

図1 金融再生勘定において経理されている主な業務の枠組み（18年度以降の状況）



注(1) 金融機能安定化法に基づき引受けなどを行った優先株式等の処分等の業務は、平成18年7月に完了しており、同月以降、整理回収機構は、金融機能安定化法に基づく優先株式等を保有していない。

注(2) 網掛けの部分は、資産の保有状況を示す。

2 検査の着眼点

本院は、20年9月に発生したリーマン・ショックに伴う急激な株価下落による我が国の金融や実体経済への影響等を踏まえ、以下の点に着眼して検査した。

- ① 信託株式の処分はどの程度進捗しているか、それらの処分等は適切に実施されているか。また、信託株式の処分等に係る損益及び現在保有している信託株式の状況はどのようになっているか。
- ② 瑕疵担保資産及び53条買取資産の回収等はどの程度進捗しているか、適切に実施されているか。また、現在保有している瑕疵担保資産及び53条買取資産の状況はどのようになっているか。
- ③ 金融再生勘定において経理している業務ごとの損益や、同勘定の損益構造及び資産構成はどのようになっているか。また、同勘定の欠損金は着実に縮小しているか、今後、新たな国民負担が生ずるおそれはないか。

3 検査の状況及び本院の所見

(1) 信託株式の処分等の実施状況

預金保険機構は、信託株式が同機構に全て移管され、市場売却等による処分を開始することとしたが、それに先立ち、18年4月に、「旧特別公的管理銀行から買い取った株式（信託株式）の処分に係る基本方針」（以下「基本方針」という。）を定め、これに従って、処分を進めることとした。

基本方針では、処分の原則として、①国民負担の最小化及び②市場への影響の極小化が掲げられており、このうち国民負担の最小化に関しては、基本方針の策定当時において信託株式に評価益が生じている状況であったことを踏まえ、処分開始から完了までの通算の損益で黒字を確保した上で、市場実勢を反映した利益を確実に回収する形で売却を進めることとされている。また、市場への影響の極小化に関しては、個別銘柄ごとに処分量の分散を図るほか、相場の動向に応じた処分量の調整、自己株式の買取りなどの市場への影響の小さいとされる方法を活用することとされている。そして、処分期間は、処分開始からおおむね10年を目途とするとしている。

信託株式の処分等の実施状況は、下表のとおりであり、上場株式については、19年度以降株式市場が低迷し、20年10月には政府の方針を踏まえて市場売却を停止したことなどから市場売却が進まず、基本方針では、上場株式の処分完了の目途が処分開始後10年とされていることなどを考慮すると、処分が順調に進捗しているとはいえないなどの状況となっている。

表 信託株式の処分状況の推移（平成18年度以降）

（単位：億円）

事項	年度	平成11 ～17	18	19	20	21	22	18～22 (累計)	11～22 (累計)
買取額		29,396	該当なし						29,396
売戻し・売却等 (A)		9,949	2,752	651	86	23	22	3,536	13,485
直接償却等 (B)		260	10	0	1	5	2	19	280
処分量(A+B)		10,209	2,762	651	88	29	24	3,556	13,765
各年度末残高 (C)		19,186	16,424	15,773	15,684	15,655	15,630		
17年度末残高に対する(C)の割合		100%	85.6%	82.2%	81.7%	81.5%	81.4%		

注(1) 金額はいずれも簿価

注(2) 「売戻し」については、平成18年度までに全ての信託株式が移管されているため、19年度以降の実績はない。

また、信託株式に係る損益の状況をみると、基本方針では、処分開始からの通算の損益で黒字を確保することとされており、株式の移管が完了した18年8月から22年度末までの通算で979億円の利益を計上しているものの、22年度末の残高に対して7837億円の含み損が生じている。このように、信託株式の処分に関わる環境は大きく変化しており、今後、市場売却を再開したとしても、株式市場が含み損の解消する水準まで回復しない限り、これまでの処分に係る通算損益の黒字を維持しつつ株式の処分を大きく進めるのは困難な状況にあると認められる。

(2) 瑕疵担保資産及び53条買取資産の回収等の実施状況

瑕疵担保資産及び53条買取資産の回収等の実施状況をみると、瑕疵担保資産については大幅に簿価を下回る回収状況である一方、53条買取資産については大幅に簿価を上回る回収状況となっている。また、瑕疵担保資産及び53条買取資産共に、今後回収可能な資産は少なくなっていると考えられる。

(3) 金融再生勘定の財務状況

ア 金融再生勘定における損益の状況

金融再生勘定で経理している各種業務は、勘定内で区分経理することとされていない。そこで、本院において、同勘定に欠損金の生じた要因等を分析するため、同勘定の収益及び費用を、①信託株式、②瑕疵担保資産、③53条買取資産、④金融機能安定化法の廃止に伴い金融危機管理勘定から引き継いだ優先株式等に係る各業務ごとに抽出するなどして試算した。

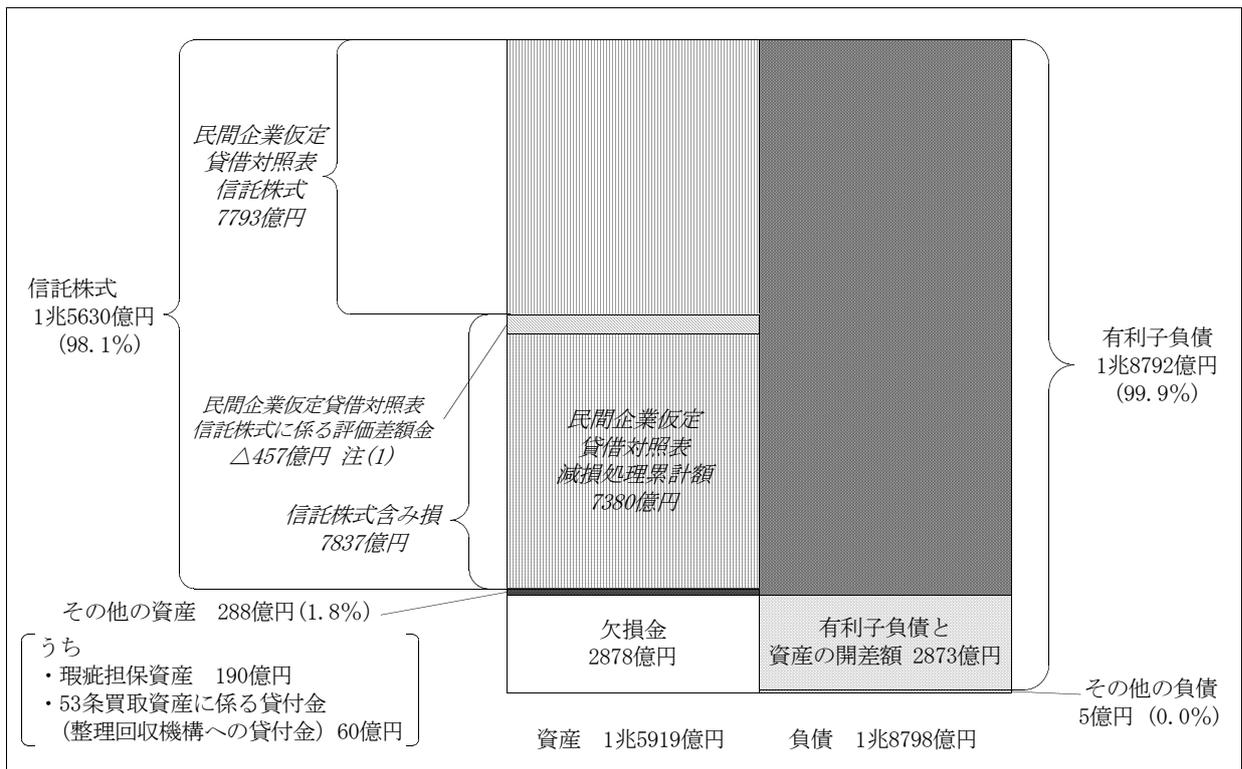
上記の試算による22年度までの累計の損益では2879億円の損失を計上しており、その業務ごとの主な内訳は、利益を計上しているものが信託株式に係る業務5724億円及び53条買取資産に係る業務

3168億円、損失を計上しているものが瑕疵担保資産に係る業務5315億円となっている。そして、同勘定全体では、18年度以降、毎年度利益を計上しているが、信託株式の売却益が市場売却の停止等により減少したこと、53条買取資産に係る整理回収機構の納付金が回収等の進捗により減少したことなどから、20年度以降は利益が急激に減少しているため、同勘定の欠損金は、ピークであった14年度からは大きく減少しているものの、22年度末で2878億円と依然として多額に上っている。

イ 金融再生勘定の資産、負債及び純資産の構成

金融再生勘定の22年度末における資産、負債及び純資産の構成について、預金保険機構の貸借対照表、民間企業仮定貸借対照表等に基づき、主な資産と有利子負債の対応状況、含み損益等を整理して示すと、図2のとおりとなる。

図2 金融再生勘定の資産、負債及び純資産の構成（平成22年度末）



注(1) 民間企業仮定貸借対照表における評価差額金は、普通株式となっている株式会社新生銀行の安定化法優先株式に係る評価差額金263億円を含めた△193億円となっている。

注(2) 瑕疵担保資産の金額は貸倒引当金(327億円)控除後の金額である。

注(3) 有利子負債の金額は機構債発行差額を含む。

同勘定の資産については信託株式が98.1%、負債については政府保証が付された有利子負債が99.9%を占めていることから、22年度末時点において全ての資産を簿価で処分したとすれば、図2のとおり、有利子負債の返済財源が、少なくとも欠損金2878億円にほぼ相当する2873億円不足する状況である。また、信託株式について7837億円の含み損が生じていることから、現状の株価水準では、簿価に相当する金額を回収できる可能性は低い状況となっていることに留意する必要がある。

ウ 欠損金の解消に向けた信託株式及び安定化法優先株式の処分

預金保険機構の金融再生勘定において、現在の制度の枠組みの中で有利子負債を確実に返済するためには、同機構は、今後資金の回収が見込まれる信託株式及び安定化法優先株式の処分により、できる限り欠損金を縮小していく必要がある。そして、同機構においては、同勘定における欠損金、有利子負債等の状況等を踏まえ、適切な資産の処分方策を検討するとともに、その検討結果と併せて同勘定の資産及び負債の現状をより分かりやすく開示する必要があると思料される。

この際、以下の点に留意する必要がある。

- (7) 可能な限り信託株式の処分により欠損金の縮小を図るためには、預金保険機構において、上場株式の市場売却の再開を念頭に、国民負担の最小化及び市場への影響の極小化の原則の下、基本方針の内容について、資産の現状等を踏まえた見直しを適切に行う必要があること
- (イ) 安定化法優先株式等の確保目標額については、両銀行の剰余金の実績額や株価の状況からみて23年3月末の時点では回収が困難な状況であるが、これを確実に回収する観点から、金融庁において、両銀行の経営の健全性等を確保するため、両銀行の経営健全化計画が着実に履行されているか引き続き監督していく必要があり、また、預金保険機構及び整理回収機構において、株式会社新生銀行に対して、普通株主としての議決権を引き続き適切に行使していく必要があること

本院としては、金融再生勘定において経理している業務を取り巻く状況の変化を踏まえつつ、信託株式及び安定化法優先株式の処分や瑕疵担保資産及び53条買取資産の回収等が適切に行われているかについて今後も引き続き検査していくこととする。